

お知らせ

厚生労働省より

「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」
に認定されました。

平成 28 年 4 月 1 日付

当医院を受診していただいている皆様に安心と安全を提供し、
包括的で継続的な管理を行うのが目的です。

具体的には

1. う蝕の重症化を予防し、歯の喪失リスクの低減化を図る。
2. 歯周病の重症化を予防し、歯の喪失リスクの低減化を図る。
3. 口腔機能の回復及び口腔疾患の重症化予防を目的として、在宅などで療養を行っている患者に対する摂食機能障害及び歯科疾患に対する包括的で継続的な管理の評価を行う。

以上の観点から

1. エナメル質初期う蝕管理加算
2. 歯周病安定期治療Ⅱ
3. 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の加算を算定します。

詳しくは担当医にお尋ねください。

高木歯科医院 院長 高木哲朗